

【別添4】 資格情報のお知らせについて

新規資格取得者等の対象の方に、資格情報のお知らせを交付します。

(1) 目的

- ① マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等（※1）を簡易に把握できるようにするため。
- ② マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等（※2）も受診しやすくするため。
- ③ 組合員情報等（データ登録）完了を確実に資格取得者にお知らせするため。

※1 被保険者資格等とは、保健医療機関等が診療報酬の請求の際、個人を特定するために用いる情報のことです。具体的には、保険者名、保険者番号、被保険者記号、番号、枝番のことです。

※2 オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等とは、保健医療機関等のうち次の施設のことです。

- ・ 義務化対象外（高齢の医師等のため、紙レセプトの請求が認められている）施設。
- ・ 義務化対象施設のうち、やむを得ない事情があるものとして経過措置が適用されている施設。

(2) 交付対象者

- ① 令和6年12月2日以降の新規資格取得者
 - ② 負担割合に変更があった者（70歳以上の者のみ）
 - ③ 令和6年8月4日から令和6年12月1日までの間の新規資格取得者
- ※ 令和6年10月中旬に送付した資格情報のお知らせ（個人番号下4桁付き）は、作成データ抽出上、令和6年8月4以降に中間サーバにデータ登録された方には作成されなかったため。
- ※ 資格情報のお知らせは、交付対象者に共済組合から職権により交付するものであり、組合員からの求めに応じて交付するものではありません。